

UKFSA(英国金融サービス機構)における金融機関のリスク評価について (2003年2月「The firm risk assessment framework」より抜粋・仮訳)

[http://www.fsa.gov.uk/pubs/policy/bnr_firm-framework.pdf#search='The%20firm%20risk%20assessment%20framework' 参照]

2. リスク評価フレームワークの使用方法について

2.1 ここでは下記の事項について説明を行う。

- A リスク評価の準備
- B リスク顕在化可能性の評価
- C リスク削減プログラムの作成
- D 内部検証
- E 金融機関に対する評価結果及びリスク削減プログラムの通知
- F 継続的な評価及びリスクの増加への対応

A リスク評価の準備

インパクトの評価

2.2 リスク評価の準備に当たり最初に行うのは、貴社のインパクトを評価することである。この作業に当たり我々は、規制上の報告の一部として貴社から事前に提供された情報を利用する(例えば、総所得、運用資産の規模、総資産/負債など)。インパクトに関する基準はビジネスの分野(例えば銀行、保険、アセットマネジメント)により異なるが、このインパクトを基準として評価される情報に基づき我々はメトリクス(評価表)を開発した。監督機関が優先順位を決めるための判断を行うものの、貴社には定められた事項についてインパクトに関するスコアが付与される。我々は4つの行政目的に対し、異なるインパクトのメトリクスを運用している。これは近い将来貴社がこれらのメトリクスに基づく異なったインパクトのスコアを有することを念頭においているためである。

2.3 現在のインパクトに関するメトリクス及び基準は付表2(略)のとおりである。我々はこれらを、高い(High)、少し高い(Medium High)、少し低い(Medium Low)、低い(Low)を各々の金融機関に対するスコアを設定するために用いる。

2.4 一つの企業が複数の企業により構成される場合あるいは異なるセクターに跨る事業を展開する場合、我々はそれらを総合化して判断するためのプロセスを用いる。本ガイドラインにおいては、貴社の評価がどのようなものになるのかについて手がかりになることもあり、総合化する手法については主要な点としては言及しな

い。

- 2.5 すべての金融機関は、インパクトが少ないと判断された場合を除き、個別にリスク評価の対象となる。ただし金融機関がグループの一部である場合に、複数の機関が複合的に評価される場合を除く。さらにインパクトが低いにもかかわらず我々がリスク評価を行う稀なケースがある。すなわちインパクトに関するメトリクスが十分に今後のリスクの変化を補足できない場合などである。例えば、インパクトは低いと判定されているが、新たなビジネスに乗り出そうとしている保険会社に対しては、その事業がどれほどの収入をもたらすか不明であることからリスク評価の対象とする。貴社が個別のリスク評価の対象となる場合には、評価プロセスの最後に貴社のインパクトスコアをレターの形で送付する。

評価の対象となる主体の特定及びグループの取扱い

- 2.6 準備に際し重要な次の作業は、評価に際し何が必要か、また評価される主体の範囲を判断するために、貴社の法的構造、ビジネスの構造及び経営の構造をレビューすることである。基本となる評価主体は個別金融機関である。これは多くの場合、金融機関の構造は一つの主体を全体とみなすことができるほど単純であるからである。よって規制下にある活動か否かを問わず、リスク評価のフレームワークは貴社が行うすべての活動に派生するリスクを対象とする。
- 2.7 しかしながら、この方法が適切でない場合も多くある。一つのグループに複数の機関が含まれ、さらにグループの法的構造、経営構造、ビジネスの構造がより複雑化しているケースがこれに当たる場合が多い。これらのケースでは、リスク評価の対象となる主体をどのように抽出するかは、グループの経営や構造がどのようになっているかによる。我々は、グループの実質的な主体(material business unit(MBUs))を特定する形での抽出を行う。中には独立した経営構造を持つ主体もあり、これらは多くの収益を生み出す活動に従事し、有するリスクについてもグループ内の他の主体に比べて際立っている。我々はまた、グループ規模での統制機能及びサポート機能を評価する、これにはリスク管理や内部監査及びITなどが含まれる。
- 2.8 また一つの金融機関の中で MBUs を特定する場合もある。これは規模が大きな企業で、いくつかのビジネスを有しており、また一つの金融機関内での MBUs の特定が我々の評価への手助けとなる場合である。
- 2.9 一般的に MBUs を特定する際には、すべての顕著なビジネスが MBUs に含まれるかどうかを判断するために 10%基準が用いられる。例えば、収益、税引前利益、自己資本がグループ全体の 10%以上を占める場合である。さらに、10%基準には当たらないが重要であると考えられる場合には、MBUs に含まれることもある。
- 2.10 この過程は、より複雑な構造を持つグループに対して、我々は一つの主体以上のものを MBUs とみなすことがあることを意味する。しかしながら我々は複数の主体に対し複合した評価を行う際にはあくまでも法的な主体を対象として行う。

- 2.11 さらに評価を始める前に地理的な範囲を考慮に入れ、外国の当局者といかに協力するかを考えなければならない。この地理的な問題は、我々が対象とする主体の特徴に起因する。すなわち、国際的な活動を視野に置く企業があること、EU指令の影響及び我々のフレームワークに対するそれらの影響である。
- 2.12 市場の信頼、公衆の興味の対象は英国市場における信頼、興味であろうが、金融サービス市場法における規定の中には地理的な制約には縛られないものもある。しかしながら、我々は英国市場と英国の消費者を対象を絞ることとする。これは、我々が外国の市場や規制システムに直接的な影響をもたないことによるものである。また、より良い規制とは、とりわけ我々の（人的資源など）資源が、採りうるアプローチに則り有効かつ効果的に使われることである。
- 2.13 しかしながら我々は、外国での活動から生じるリスクの影響を考慮するほか、例えば複合主体の監督者として、あるいは重要な問題に責任を有する母国当局者として EU 指令に定義される我々の使命について広く解釈する。こうしたケースについては、我々は可能な点において外国の当局者と協調する。
- 2.14 我々が責任を果たすために外国の当局とともに働く際には、外国当局の活動の効果の評価により差別化を行う。我々は、バーゼルコア原則や会計基準など国際的な規制の基準に沿った活動を行っているかなど、様々な観点から外国当局を評価する。他の条件が同じであれば、外国当局がより効果的でない判断される場合には、外国の拠点における活動においてより多くの作業を展開し、また外国での拠点から英国の活動を分離することとなる。

B リスク顕在化可能性の評価

- 2.15 リスク顕在化可能性の評価の目的は2つある。一つ目は、貴社に起因し我々の法的な目的に影響を与えるリスクの具体化の可能性を評価するという点である。二つ目は問題となるリスクを示すためのリスク削減プログラムを定める基礎のためにこの評価を利用する点である。
- 2.16 リスク顕在化可能性の評価は、外部的な事象や危険を考慮に入れた貴社(MBUs あるいはグループ)のリスクマップを開発し、さらに貴社に特有のリスクを特定し、これらのリスクを一般的な方法でスコア化することを意味する。
- 2.17 リスク顕在化可能性の評価はオフサイトで行われ、既存の情報及び新たに貴社より提供された情報を評価することにより行われる。必要であれば、我々はオンサイトによる検証を行うことがある。

環境要因の評価

- 2.18 貴社のリスクマップの作成は環境要因の評価から始まる。これは貴社にとり外的な要素であり、直接的あるいは間接的に貴社のビジネスあるいはコントロールリスクに影響を与えるリスクを補足することである。一旦特定されれば、環境リス

クは評価の重要部分において考慮されることになる。

- 2.19 環境リスクは、次の6つの大きな領域に分類される。すなわち政治/法的リスク、社会 - 地理的リスク、技術リスク、経済リスク、競争リスク及び市場構造リスクである。

個別金融機関に特有のリスク

- 2.20 リスクの特定は2つの方向を含む。すなわちどこで発生するか、どの行政目的に影響を与えるかである。リスク評価のフレームワークは機動的に行われるものである。しかしながら、監督者がどの分野でリスクが発生するかを特定するために、リスクは4つのビジネスリスクグループと5つのコントロールリスクグループに分類される45の要素に切り分けられる。各々のリスクグループは以下のとおり。

・ ビジネスリスク

－ 戦略

－ 市場、信用、保険の引受け及び事務リスク

－ 財務の健全性

－ 消費者／利用者及び商品／サービスの性質

・ コントロールリスク

－ 消費者／利用者の取扱い

－ 組織

－ 内部システム、内部統制

－ 取締役、経営及びスタッフ

－ ビジネス及び法令等遵守の文化

- 2.21 各々のリスクグループは認識されたリスクをスコア化するために、より詳細のリスクに切り分けられる。これらの要素は貴社が評価されるチェックリストではない。これらは単に貴社がビジネスリスクあるいはコントロールリスクに服しているか、どの程度服しているかについて監督者により多くの情報を与えるためのものである。これらはさらにリスク削減プログラムの構成に関する基礎を提供するものである。これらのリスクは付表3(略)に示される。

- 2.22 我々は、特定されたビジネスリスク及びコントロールリスクを我々の行政目的と関連付けることを望む。このためにこれらが一つ以上の、以下の7つの規制リスク (RTO グループ) に影響を与えるかどうか評価する。

- ・ 破綻・経済的損失 (例えば貴社の破綻に起因する市場の信頼や消費者保護に対するリスク)

高いインパクトを有する金融機関にとっては、これは破綻には至らないがこれらの金融機関あるいはグループの特定の市場における規模が大きいことに起因する市場の信頼が喪失による負の影響も含まれる。

- ・ 不適切な販売・経営 (例えば金融機関による規制下にある商品の不正販売あるいは不正な取扱いによる市場の信頼あるいは消費者保護に対するリスク)

- ・ 消費者の理解（例えば金融機関によりもたらされる消費者の商品への理解不足により引き起こされる消費者保護あるいは市場の信頼へのリスク）
- ・ 不正行為（例えば金融機関内での詐欺あるいは不正行為による金融犯罪あるいは市場の信頼へのリスク）
- ・ 市場における不正行為（例えば金融機関の市場不正行為による消費者保護あるいは市場の信頼に対するリスク）
- ・ マネーロンダリング（例えば金融機関を通じたマネーロンダリングの発生による金融犯罪あるいは市場の信頼に対するリスク）
- ・ 市場機能（例えば市場機能の低下に起因する市場の信頼あるいは消費者保護に対するリスク）

この RTO グループは、英国における活動において承認された金融機関及び認識された主体にのみ関連するものである。

- 2.23 我々は現在貴社に関して、我々が有する情報をオフサイトで利用し、リスクを特定するプロセスを開始する。必要があれば、我々はリスクの特定と関連付けのために(とくにインパクトの高い金融機関に対し)オンサイトによる検証によりこれを補足する。貴社を訪問する前に更なる情報を要求することもある。これは、オンサイトによる検証が、ビジネスや統制の構造が変化した場合やそれらの関連付けなど情報の差があるところに焦点を当てることを可能にする。
- 2.24 フレームワークのこの段階での成果はいくつかのリスク要素や RTO グループに跨るいくつかのリスクを特定することである。
- 2.25 我々は一つのリスク評価プログラムを有しているが、異なるセクターや市場毎に変化をもたせ適用する。我々は、原則としてリスク要素の異なる部分や異なる RTO を用いることにより対応する。

リスクのスコア化及び統合化

- 2.26 我々が把握したビジネスリスク及びコントロールリスクを行政目的と関連付けるために各々の RTO グループ毎にリスク要素をスコア化する。スコア化のプロセスにおいては6つの水準を用いる—すなわちハイ(High)、ミディアム・ハイ(Medium High)、ミディアム・ロー(Medium Low)、ロー(Low)、ドント・ノウ(Don't Know)及び N/A である。これらの表す意味は以下のとおりである。
- ・ N/A リスク要素と RTO グループの間にはつながりがない。
 - ・ D/K 情報が不足している—必要があればさらに調査する。
 - ・ Low 標準的なスコア—何らの措置もとられない。
 - ・ Medium Low 注意を要する—何らかの措置をとるか否かは選択的である。
 - ・ Medium High リスクが顕著である—リスク削減の措置がなければ何らかの措置がとられることが一般的である。
 - ・ High リスクが高い—リスク削減の措置がなければ何らかの措置がとられることが必要である。

- 2.27 上記のとおり、スコア化は特定の RTO グループ毎に行われる。スコア化においては、一つの事象が複数のリスク要素に跨る場合がある。これは一つの事象が様々な要素から構成される点による。また、スコア化においては先にビジネスリスクを判定し、その後コントロールリスクの影響を考慮する。
- 2.28 我々は、これらの詳細なスコアを統合し、それぞれの行政目的に対しリスク顕在化可能性のスコア(High, Medium High, Medium Low, Low)を付与する。スコアを統合化するに当たり、重要な点は、コントロールリスクはビジネスリスクを緩和することもあり、増幅することもあるという点である。さらに結果が適切にリスクを判定していないと思料される場合には、監督者はあらゆる段階の総合化の段階において独自の判断を下す場合がある。
- 2.29 本ガイドラインでは、個々の要素をどのように総合的に評価するかについては言及しない。これはリスクの削減に際し重要になるのは個別のリスク要素であり、貴社に念頭において欲しいのは個別のリスク要素であるからである。
- 2.30 詳細なスコアのメトリクスの例は付表 4 (略)であり、それをまとめたものが付表 5 (略)である。それぞれの行政目的に対する包括的なリスク顕在化可能性の評価は付表 5 の通りである。それらがインパクトのスコアとともに貴社に送付される。

リスク削減プログラムの作成

- 2.31 オンサイトを含むリスク顕在化可能性の評価に続き、貴社に対するリスク削減プログラム(RMP)を作成する。RMP は結果に重点を置いた行政措置のプログラムである。これは、リスク評価の過程で特定された問題に関連して我々が望む結果を達成するための行政上の手段の範囲を選択することを意味する。
- 2.32 RMP は貴社に対するリスクの評価から導かれ、我々が把握した問題を述べることを目的とする。選択される行政措置はリスクの深刻さや性質、そして我々が求める結果に基づくものである。多くの場合においては、我々が措置をとるというよりは貴社が自主的にある結果を達成するために所要の措置をとるものである。これは上級経営者の責任に対する我々のアプローチに対して整合的である。
- 2.33 我々は行政上の手段を、それらの目的に応じ分類する(二つ以上の目的に使用されるものもある)：
- 診断(Diagnostic)：リスクを特定し計測するための措置
 - 監視(Monitoring)：リスクを監視するための措置
 - 予防・防止(Preventative)：リスクを削減するための措置
 - 治療・改善(Remedial)：実現したリスクに対処するための措置
- 特にコントロールリスク側でハイ、ミディアム・ハイと見なされたリスクは、一般的にリスクを削減する措置が必要であり(貴社の側における場合もあれば我々から行う場合もある)、通常は予防的あるいは改善の措置がとられる。ミディアム・ローの要素に対する行政措置は監視的な措置が採られる。例えば特定のリスクの変化を監視するためのオフサイトによる検証が用いられる。さらにリス

クに関してより多くの情報が必要な場合には診断的な措置が採られる。ローと評価された要素については更なる措置は採られない。

- 2.34 より高いインパクトを有する金融機関に対しては、リスク特性に対する変化を特定するために RMP について追加的な要素が加わる可能性がある。これは、
- ・ ビジネス主体内における初期のリスクを特定し、
 - ・ 我々が引き続き貴社の上級経営者及び統制構造を信頼することを可能にする。
- このために、統制構造の鍵となる部分の実効性をテストするための診断及び監視のための手段を用いる(とくにリスク管理、法令遵守及び内部監査)。これらは、より実質的かつリスクの高いビジネス主体のリスク特性に関する変化を我々に伝えるものである。
- 2.35 良い規制とは、とくに RMP を発展させるに連れ最も効率的かつ経済的に資源を利用することであることを肝に銘じておくべきである。これは、プログラムに関する全般的なコストを考慮するとともに特定の問題に対し最も効果的な手段を利用することを意味する。コストを考慮するに当たり、RMP を実行することで生じる内部的なコストに加えて貴社に生じる外部的なコストも考慮すべきである。
- 2.36 我々は、RMP の全体的な強度は、貴社がインパクト及び可能性の両者において貴社が有するリスクに比例するものとなるようにする。また内部監査や内部管理のような内部機能に信頼を置くほど、オンサイトや、より専門的な要因の配置や全般的な RMP の厳しさにおいて追加的な負荷をもたらすことは少なくなる。
- 2.37 我々はまた規制上の期間を設ける。この期間は正式なリスク評価と RMP が継続する間の期間である。この期間は貴社のリスク特性によって異なり、12 ヶ月から 36 ヶ月の間である。

D 内部検証

- 2.38 リスク評価過程を終了し、RMP を作成した後、我々は結果を送付する前に内部検証を実行する。
- 2.39 よりインパクトの高い金融機関に対しては、検証過程は関連する局長あるいは最低限部門の長による委員会により公式に審査される。よりインパクトの小さい金融機関に対しては、検証作業は委員会の監督の下行われるが少なくとも当該金融機関に日々監督責任を負っていない課長にレビューされるものである。
- 2.40 このレビューは、
- ・ 特定の金融機関のリスクに関する問題に関して監督チームにチャレンジ方式を提供する。
 - ・ セクター内におけるリスクの比較を手助けする。
 - ・ RMP が、当方のコストや金融機関の主要な外部費用も含め理に適ったものかを判断する。
 - ・ 全体的な質及び適合性の統制を提供する。

E リスク評価結果のレターによる貴社との連絡

2.41 内部検証に引き続き、我々の評価結果をレターの形で貴社に通知する。これは貴社が有するリスクに対する我々の見方を述べるものであり、RMP も添付される。RMP においては我々が特定した事項や、貴社あるいは我々がとるべき措置について言及している。

F 継続的なリスク評価及びリスクの増加への対応

2.42 規制上の期間が 12 ヶ月より長い場合には通常中間評価を実施する。これは通常オフサイトにより行われ、すべてのリスク要素、問題及び使用された行政措置のレビューを含むものである。それにより貴社は、可能性のリスク評価と RMP の実質的な変化について通知される。中間評価は、高いインパクトを有する金融機関にとっては少なくとも 1 年に 1 度は行われる。その他の金融機関にとっては、規制期間の中間において中間評価が行われる(例えば規制期間が 24 ヶ月の金融機関については 12 ヶ月、36 ヶ月の金融機関にとっては 18 ヶ月)。

2.43 貴社に影響を与える特定の事象の発生によりリスク評価がアップデートされる必要がある場合にもレビューは行われる。これらは以下のものを含む。

- ・ 貴社に大きく影響を与える外部環境の変化
- ・ 貴社のビジネス活動、戦略、インフラあるいは経営に関する起こりうるあるいは実際の変化
- ・ 他の条件が同一であればリスク特性の改善に寄与する、RMP において期待されている結果が出ていること

加えて、特定の問題を取り扱う際に、採られた手段が明確な成果をもたらさない場合など、行政上の手段の実効性についてレビューする必要がある場合も出てくる可能性がある。これらの場合、あるいは特定の事象が貴社に反対の影響を与える場合には、レビューがリスク評価や RMP の変更に至る場合もあり、その場合貴社にも通知される。

2.44 特定されたリスクが増加した場合に、金融機関に対する法務執行措置など他の改善措置の検討が必要となる場合もある。これは、潜在的な認可条件違反、認可の基準、規則あるいは関連する諸規則がある場合に起こりうる。

2.45 規制期間内に期待される結果が定められた期間内に達成されるように我々は RMP を監視し、フォローアップの行動をとる。

3. 金融機関はリスク評価プロセス及びリスク削減過程において何をなすべきか

3.1~3.3 略

3.4 本レポートの最初で述べたように、プロセスは我々から貴社に対する通知から始まる。引き続きオフサイトでのリスク評価を行う。さらに当初の通知の際に行われ

る場合もあるが、リスク評価に当たり要求する追加的な情報を詳述する。我々はまた、追加情報を集めるためにオンサイトでリスク評価を行う際には貴社に通知する。

3.5 当然のことながら、既に我々がオフサイトにおいて入手している情報を追加的に求めることは基本的にないが、下記のようないくつかの例外がある。

- ・最新のビジネス単位、法的構造及び経営構造のチャート
- ・重要な委員会の議事録－取締役会及び委員会の議事録を求めるかもしれないが、これは日常的に行われるわけではない
- ・最近の経営戦略の資料
- ・経営帳簿
- ・リスクに関する報告(適切な信用、市場、オペレーショナル及び保険引受リスクを含む)
- ・法令等遵守報告
- ・MLROからのマネーロンダリング報告
- ・内部監査の計画と方法－さらに内部監査の質/捕捉範囲を評価するために内部監査報告の見本及び監査委員会の議事録を求める可能性はあるが、日常的にこれらを求めることはない
- ・外部監査人による経営に関するレター

リスク評価のためのオンサイト検証

3.6 我々は貴社のリスクマップを作成することを可能にするために、オフサイトに続きオンサイトで追加的な情報を収集することもある。言い換えれば、我々はビジネスリスクあるいはコントロールリスクのどこに実質的なリスクがあるかを特定するためにオンサイトを利用する。評価を行うに当たり十分な情報がある場合には、オンサイトによるリスク評価を行わない場合もある。

3.7 オンサイトによるリスク評価は以下を含む。

- ・我々に送付される通常の情報(例えば利益や、法令遵守等に係るデータなど)、以前のリスク評価、特定分野のレビュー(例えば我々のリスクレビュー部門によるもの)及び3.5により貴社から提供される情報を含む情報との差を記入すること
- ・それ以前の作業及び情報から既に特定された問題のフォローアップ
- ・貴社の統制構造のある面に関する我々の見解を証明するための限定されたレビュー

3.8 これらオンサイトによる検証は貴社の幹部に対するインタビューを含む。我々が接触する人数、オンサイトに要する包括的な時間は、貴社の規模、着眼点及びそれまでの作業により既に把握された問題により異なる。しかしながら、我々が面談を希望する者は例えば(重要な統制機能を有する当局に承認された者が大半であろうが、それだけには限定されない)、図3に示される(略)。また一人が複数の統制機能を兼務している金融機関があることも認識している。加えて、図3はこれらの者に対するインタビューの際にカバーされるグループを示している－なお

これは図でしめすだけのためのものである。

- 3.9 通常貴社の日常的な監督上のコンタクト先(リレーションシップ・マネージャー)がオンサイトでリスク評価を行う。オンサイトの班には必要とされる専門技術に応じて専門家が補足される。例えば、リスクレビュー部門の専門家が参加し、クレジットデリバティブに関する議論を行う場合などがその例である。

予備的なフィードバック

- 3.10 予備的なフィードバックの目的は、公式の RMP を作成する前にリスク評価に当たり把握された重要な事項について貴社と認識を共有することである。この予備的なフィードバックは通常、会議の形で行われ、オンサイトによるリスク評価が終了する段階で行われる。しかしながら把握された重要な事項について結論を得るためにより時間を必要とする場合には後日行われることもある。
- 3.11 予備的なフィードバックは常に行われるわけではない。リスク評価において重要な事項が少ない場合や、重要な事項の把握のために我々が把握した事項について考慮する必要がある場合、あるいは別の手段(例えば電話)で伝達され得る場合には予備的なフィードバックが行われない場合もある。
- 3.12 重要なことは、予備的なフィードバックにおいては事実誤認について訂正する機会が与えられることであり、これらの事実から我々が導き出した点について交渉するものではないということである。予備的なフィードバックに続き、RMP の作成のために必要とされる重要な事実確認を行うこともある。
- 3.13 我々は、オンサイトでの作業の終了に当たり、予備的なフィードバックが行われるかどうか、また行われるとすればオンサイトの最終日に行われるのかあるいは後日行われるのかについて貴社に示す。

最終のレターとリスク削減プログラム

- 3.14 2.38 及び 2.40 に記述があるように、リスク評価の結果と RMP については、正式なレターの形で貴社に送付される前に内部的なレビューを受けることとなる。この伝達は2つの形態から構成される。
- ・レターは以下のことを示す：
 - －各々の行政目的に関する貴社のインパクトスコア及びリスク顕在化可能性のスコア
 - －我々が把握した特定の事項に関する背景を示す重要な環境リスク、外部リスクに対する見方
 - －とくに可能性に関するスコアが High、Medium High の場合に、その背景となる把握された事項
 - －RMP の鍵となる部分
 - －規制上対応する期間

- ・ RMP は以下のことを示す
 - －我々が把握した問題及びそれに関連する登録された金融機関
 - －各々の問題に関し我々が求める結果
- ・ 期待される結果をもたらすための措置及びそれが我々の側で行われるかあるいは貴社の側で行われるかの特定
- ・ 措置のタイムテーブル

RMP の例は付表 6 (付表 6 : 略)に示される。

- 3.15 レターは、取締役会あるいはそれに相当する主体に対し送付される。これは上級経営者が効果的な内部統制を確立し、規制上の要請に応じた形で業務を運営する責任の重要性を強調するために行われる。このアプローチに沿って、経営者が我々が期待した結果をもたらす措置をとることを確実なものにすることに對し何らかの偏見が入る可能性もある。また、当該レターは貴社内の主要なコンタクト先に対しても送付される。
- 3.16 さらに貴社が外国に籍を置く企業の支店あるいは現地法人である場合には、以下のようにリスク評価結果及び RMP を送付する。
- ・ 貴社が欧州経済地域内(EEA)の活動権を有する場合、英国における最高責任者あるいはそれに相当する者に送付するとともに、コピーを英国拠点に對し責任を有する本部の責任者に対しても送付する。
 - ・ 貴社が欧州経済地域外の国の主体の支店である場合、英国拠点に對し責任を有する本部の責任者に対しても送付するとともに英国における最高責任者あるいはそれに相当する者に對し送付する。
 - ・ 貴社が支店あるいは現地法人である場合には、母国あるいは連結ベースの監督者に対しても送付する。
- 3.17 金融機関との間で通知案をやり取りする形での交渉が行われることはない。これは、レターに示された貴社が有するリスクについて交渉することはあり得ないためである。仮に事実関係に関して重大な相違がある場合には、予備的なフィードバックの段階において、あるいは RMP 策定の段階において解決されることを期待している。しかしながら、貴社は我々が効果的かつ効率的であると認める場合には、RMP を訂正するために別の手段を用いることができる。
- 3.18 貴社は、RMP に従うことに對し公式に返答することを求められる。当該レターは貴社において秘匿性の高いものであるが、監査人やアクチャリーなど専門的なアドバイザーにコピーが渡されることを期待する。
- 3.19 事実誤認を含むリスク評価において把握された事項、あるいは 3.17 に示された形の議論においても解決されない RMP に定める措置がある場合には、正式に貴社の監督者に申し出るべきである。当該監督者は意見の一致を見ない点について考慮するとともに貴社に返答するであろう。仮に当該監督者が合理的な点において十分対応していないと感じる場合には、当該監督者の課長あるいは所属局の長に接触するべきである。
- 3.20 仮に貴社が RMP に規定された措置を拒む場合には、我々は公式の行政上の措置を

検討する。すなわち金融サービス市場法第 166 条に規定する専門的能力のある者による報告あるいは同法第 165 条に基づく正式な報告徴求を求めることを検討する。仮に問題が解決されていないと判断する場合には、貴社が何らかの規則、原則あるいは認可基準(登録された金融機関については登録条件)に違反していないかを考慮し、法務執行措置など他の措置をとるべきか否かについて検討する。当該決定は、金融市場サービス不服審判所を含む不服申立措置のメカニズムに組み込まれたプロセスにおいて行われる。

(以 上)